



2023年5月12日

各位

会社名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸山 雄平
(コード番号：6085 東証グロース)
問合せ先 取締役 管理本部長 山口 裕司
(TEL. 06-6363-5701)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第16期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次のとおり現行定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、法令に基づき、みなし定款変更がなされたことにより、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨の規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(2) 役付取締役の追加

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築を図るため、役付取締役として、新たに取締役会長1名を定めることができる旨を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、<u>取締役会長1名</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2023年6月28日

定款変更の効力発生予定日

2023年6月28日

以上